

千葉県支部協賛団体に関する要領

2023年11月13日作成

(目的)

第1条 この要領は、「地域組織運営についての詳細事項に関する規則」第12条、第13条、及び「千葉県支部 運営における個別事項に関する手引き」第9条に規定する協賛団体に関する細部運営要領を定める。

(加入手続き等)

第2条 千葉県支部(以下、当支部という)の協賛団体の加入申込みにあつては、当支部会員(1名以上)の推薦を得て、協賛団体申込書(様式1)を支部長に提出し、当支部役員会の承認を得るものとする。

(年会費)

第3条 協賛団体の年会費は一口2万円とする。

(協賛団体の取消し)

第4条 協賛団体から協賛団体取消しの申し出があつた場合、総務委員会は支部役員会に報告し取消の手続きを行う。その場合、既に納付された会費は返却しない。

(協賛団体の特典)

第5条 協賛団体には、以下の特典を与える。

- (1) 当支部が主催する講演会等(懇親会を除く)会費一口あたり2名まで無料で参加することができる。
- (2) 当支部のホームページに協賛団体のリスト(団体名および連絡先)を掲載する。
- (3) 協賛団体が希望した場合は協賛団体のホームページへのリンクを張ることが出来る。
- (4) 当支部が発行する会報に協賛団体の紹介記事を掲載する。
- (5) その他当支部役員会で決定した事項。

(協賛団体の所管)

第6条 協賛団体の所管は総務委員会とする。

(本要領の改廃)

第7条 本要領の改廃については、総務委員会において定め、当支部役員会の承認を得る。

附則

この要領は、2023年11月18日から施行する。

(様式1)

協賛団体加入申込書

公益社団法人日本技術士会 千葉県支部
支部長 殿

申込日		年 月 日
団体名 (ふりがな)		
代表者 氏名 (ふりがな)		
代表者 役職		
業 種		
連 絡 先	所在 (郵便番号)	〒
	電話番号	
	F A X 番号	
	Eメール/URL	
担 当 者	氏名 (ふりがな)	
	所属部署・役職	
	電話・F A X	
	Eメール	
特 記 事 項	会員等の紹介による場合は、紹介者の名前を記載してください。	

送付先：千葉県支部事務所：F A X 0 4 3 - 3 0 1 - 2 0 3 1

E-mail: chiba@engineer.or.jp